

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業)

(令和 7年4月1日現在)

1 事業所の概要

事業所名	福島市中央地域包括支援センター
所在地	福島市森合町10-1 (福島市保健福祉センター内)
電話番号	024-533-8891
ファックス番号	024-533-2827
担当地域	福島市内 本庁管轄 (第1・第2・第4・第5方部)

2 事業所の職員体制

職名	常勤	兼務の別
管理者	1名(兼務)	有
主任介護支援専門員	1名以上	有
保健師等	1名以上	無
社会福祉士等	1名以上	無
社会福祉主事	1名以上	無

3 サービスの提供時間帯

平日	午前 8:30 ~ 午後 5:00
休業日	土、日、祝日、年末・年始

4 介護予防支援事業および介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容

(1) 運営の方針

常に利用者の立場に立ち、利用者が可能な限り、要介護状態になることを防ぎ、自立した日常生活を営むことを目的とし、適切に介護予防・生活支援サービスが提供されるよう支援いたします。

(2) 実施方法

- ① 保健師等の専門職員が利用者のお宅を訪問し、ご本人及びそのご家族に面接した上で、もっとも適切なサービスの組み合わせについて検討いたします。
- ② 介護予防事業者又は第1号事業者(以下「介護予防サービス事業者」という)の担当者と構成するサービス担当者会議の開催又は担当者への照会等により、専門的な意見を取り入れた介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者及びご家族の同意を得た上で、利用者ご本人及び介護予防事業者に交付します。

- ③ 介護予防サービス開始後は、介護予防サービス計画の実施状況の把握に努め、利用者及びそのご家族、介護予防サービス事業所等と継続的に連絡調整を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

5 利用料金

(1) 利用料

要支援1・2と認定された方、事業対象者と認定された利用者につきましては、介護給付または福島市から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき4,420円（ただし、サービスを提供開始した月及び委託居宅介護支援事業所との連携をした月のみそれぞれ3,000円を加えます。）をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供書を後日福島市長寿福祉課の窓口に出しますと、全額払い戻しが受けられます。

(2) 交通費

福島市内にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) 料金の支払い方法

料金が発生する場合は、月ごとの清算とし、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、当月中にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

6 サービスの終了について

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の地域包括支援センターをご紹介します。

(3) 自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者の要介護認定区分が要介護1以上と認定された場合
- ・利用者の要支援認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が転出し、福島市の住民でなくなった場合
- ・利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の担当職員に対して、本契約を継続し難

いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

7 虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 職員が適切に支援を行うために相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (3) 利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者の相談・苦情窓口

担当者	福島市中央地域包括支援センター所長 遠藤 経央
責任者	在宅福祉課長 小形 雅之
電話	024-533-8891
ファックス番号	024-533-2827
受付日	月曜日～金曜日
受付時間	午前 8:30 ~ 午後 5:00

(2) 第三者委員

氏名	電話番号	
加藤 昌永	024-567-3787	福島市民生児童委員協議会監事
加藤三枝子	024-595-2234	学識経験者
佐藤 礼子	024-553-5603	福島市手をつなぐ親の会副会長

(3) 行政その他の苦情受付機関

機関名	電話	住所
福島県社会福祉協議会運営 適正化委員会	523-2943	福島市渡利字七社宮111
福島県国民健康保険団体 連合会	523-2700	福島市中町3-7
福島市役所介護保険課	525-6587	福島市五老内町3-1

9 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに福島市、ご家族等に連絡を行います。

また、事故は発生状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、そ

の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償責任をいたします。

10 業務の委託について

利用者のご相談の上、介護予防サービス計画の作成等の業務を、居宅介護支援事業所に委託する場合は、次のような取扱いとなります。

- (1) 委託を受けた事業所（以下「受託事業所」といいます。）は、当事業所と利用者との間で交わした第1種介護予防支援契約の内容に従い、業務を遂行しますが、介護予防サービス計画の内容及び達成評価の確認等を通じ、適切に業務を遂行できるよう連携を図ります。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務が適切に遂行されるよう、当事業所が福島市や関係機関より入手した利用者の情報は必要な範囲内で受託事業所に提供させていただきます。
- (3) 業務委託が終了する場合または、受託事業所が変更する場合には、あらかじめ、利用者にご連絡を差し上げ、業務が滞らないよう対応いたします。
- (4) 受託事業所が、都合により業務を遂行できなくなった場合には、当事業所が業務を引き継いで遂行いたします。

11 法人の概要

事業所	社会福祉法人福島市社会福祉協議会
所在地	福島市森合町10-1（福島市保健福祉センター内）
電話番号	024-533-1126
ファックス番号	024-528-6145
事業	福島市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
	福島市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター
	福島市中央デイサービスセンター
	福島市立子山・飯野地域包括支援センター
	福島市飯野デイサービスセンター

12 個人情報の利用目的

本会事業所においては、個人情報を業務上必要な範囲において使用します。下記の目的以外には使用しません。

- ① 利用者に提供する介護サービス
- ② 介護サービスおよび障害福祉サービスに係る請求のための事務
- ③ 本会の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- ④ 他の医療機関・介護予防・生活支援事業所との連携

- ⑤ 家族等への状況説明
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑧ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力、職員研修等）
- ※ 上記④の関連として、関係機関とのケア会議等において、利用者だけでなく、利用者のご家族の個人情報を使用する場合があります。
- ※ 利用者および利用者のご家族よりお預かりした個人情報は、上記使用目的以外には使用せず、また関係者が知り得た情報を他に漏らすことはございません。

1 3 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

項目	状況	内容
利用者アンケート調査、意見箱等の意見等を把握する取り組み	ある	法人全体として苦情等の受付体制を構築している。また、本会ホームページより意見等を受付ける体制をとっている。
第三者による評価の実施	なし	

1 4 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護サービスにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。また、指針の整備、研修および訓練を実施します。

新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

1 5 天災等不可抗力

契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、業務継続計画（BCP）に基づき、事業再開に向けた対応を早急に行います。また、大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、サービス提供の遅延もしくは中止となる場合があります。

16 ハラスメントについて

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えますので、下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等、その他の行為

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【 説 明 者 】

福島市中央地域包括支援センター

職 名 氏 名 ④

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

【 利 用 者 】

住 所

氏 名 ④

私は、利用者が事業所からの説明を受け、重要事項の内容に同意したことを確認し利用者に代わって署名を代行いたします。

【署名代行者】（ 続柄： ）

住 所

氏 名 ④